

令和5年2月15日

食品関連事業者 御中

消費税インボイス制度説明会の開催に当たっての協力依頼について

平素より農林水産行政へのご理解、ご協力を賜りまして誠に有難うございます。

さて、令和5年10月1日より消費税の「適格請求書等保存方式」（いわゆるインボイス制度）が導入されます。インボイス制度においては、消費税の仕入税額控除（消費税納税額の計算に当たって、売上に係る消費税額から仕入に係る消費税額を差し引くこと。）を行うためには、買い手は売り手が交付するインボイスの保存が必要となり、また、売り手はインボイスの交付を行うために「適格請求書発行事業者」の登録申請が必要となる等といった現行制度からの変更点があります。

現在、インボイス制度の円滑な導入に向けて、農林水産省では財務省及び国税庁と連携して、制度の周知・広報活動等を行っております。農業者をはじめ農業関係事業者等の皆様も制度を正しく理解し、導入に向けた準備等を円滑に進めていただくことが重要と考えております。

この度、農林漁業者、農林漁業等関係事業者の皆さまに、インボイス制度を周知・習熟していただくための地方ブロック別オンライン説明会を開催します。貴会におかれましては、会員等の皆様へ、別添チラシを活用し、東海ブロック説明会への参加をご案内いただきますよう何卒よろしく願いいたします。

なお、東海ブロック説明会の開催の参加申込み及び詳細な情報につきましては、[コチラ](https://www.maff.go.jp/tokai/press/kikaku/230213.html)
<https://www.maff.go.jp/tokai/press/kikaku/230213.html> をご参照願います。

【説明会に関する連絡先】

東海農政局企画調整室

担当（平田調整官、小山企画官（総括）、井出調整係長）

TEL 052-201-7271（内線 2311、2313、2324）

E-mail tokai_kikaku@maff.go.jp